第１章　雪害対策

第１節　予防対策

降積雪における道路の途絶、家屋の倒壊等の被害を未然に防止するとともに、各産業における雪害を防止し、雪害から住民生活の安全性の確保を図るものとする。

１　道路施設等の整備

雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

（１）凍雪害防止事業

凍上又は融雪により路盤が破壊されるおそれがある主要道路について、路盤の早期改良に努める。

（２）防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向き上、防雪効果の著しい箇所について、防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置に努める。

（３）除雪機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

２　雪に強い都市機能の整備

都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

３　なだれ事故の防止

町は、なだれの発生による事故防止を図るため、なだれ危険箇所においてなだれ防止施設の整備を図るとともに、危険箇所の警戒体制を強化し、交通規制及び禁止措置、迂回路、避難措置などについて関係機関と協議し必要な事故防止措置を講じるものとする。

（１）なだれ防止施設

①　道路のなだれ防止施設

②　なだれ防止林の造成

（２）なだれ危険箇所の警戒

①　なだれ危険箇所の査察の実施

②　なだれ危険箇所における標識の設置

４　雪寒対策施設の点検

消雪パイプ等の雪寒対策施設が良好に機能できるよう試運転をするなどの点検を行い、不良箇所については、11 月中に修繕しておくものとする。

５　雪捨場所の指定

市街地等の除雪は状況によって排雪作業になる場合があるので、市街地における運搬排雪に要する

雪捨場所（河川）を次のとおり指定するものとする。

① 小川右岸　赤川橋上・下流付近・上小川橋

② 木流川右岸　清掃車車庫付近

③ 笹川左岸　河口付近

６　気象情報

気象情報は富山地方気象台及び富山県除雪対策本部から得るほか、その他の雪量観測機関との連絡態勢を十分整え、必要な観測情報が迅速、正確に提供されるようにしておくものとする。

７　孤立集落対策

豪雪時に孤立が予想される集落の実情を調査把握し、地域住民を豪雪から守るため必要な事前措置を行うものとする。

８　公共建物の除雪

学校、保育所、社会教育施設等公共建物及び公用建物に対し、日常の維持管理安全点検を強化するとともに、適時適切に除排雪を励行し被害の防止を図るものとする。

９　農林物対策

（１）農作物

① 果樹、温室、ビニールハウス等の災害を未然に防止するため、支柱の鉄線張り等の補強に努めるとともに、大雪の場合は早めに行うよう予報、警報に対する注意の喚起に努めるものとする。

② 農業協同組合等は、災害のための水稲用苗及び予備種子の確保及び病害虫防除対策並びに農薬の確保に努めるものとする。

（２）家畜の飼料

農耕飼料の備蓄と保管に留意し、粗飼料の確保を図る。

（３）造林木

豪雪時の造林木の被害を予防するため、間伐を適度に行い、さらに、枝打、下枝の投打に心がけるよう指導する。

10　住民・関係機関等の協力体制

（１）住民の協力体制

除雪実施の円滑を図るため一般住民の協力を求めるとともに、機械除雪の困難な路線等についても、交通確保のための積極的な除雪協力を要請するものとする。

（２）関係機関の協力体制

必要に応じ各町内会長、消防署、警察署、国土交通省、富山県新川土木センター入善土木事務所、隣接町ならびにＪＲ、その他運輸機関とも相互に連絡し、協力するものとする。特に警察署に対し、路上放置物件の取締り、除雪作業に際しての交通整理の協力を要請するものとする。

第２節　応急対策

１　道路除雪計画

町内の幹線道路交通を確保するため、朝日町道路除雪実施計画を策定し、円滑な実施を図る。

（１）道路除雪実施本部

毎年１２月１日から翌年３月３１日までの期間、道路除雪実施本部を設置するものとし、本部長には町長があたる。

なお、道路除雪実施本部は朝日町災害対策本部（雪害対策本部）が設置された場合は、朝日町災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところにより、災害対策本部に統括される。

図 4-1-2-1　除雪本部組織図

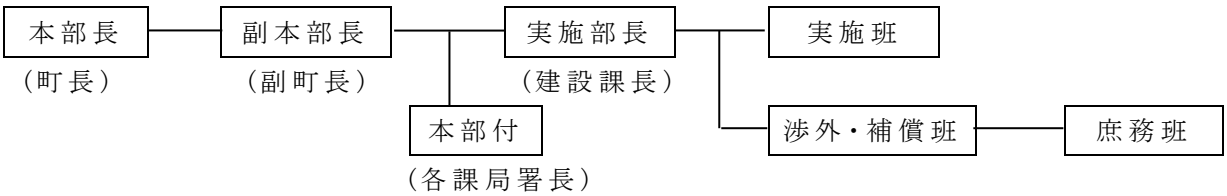

（２）除雪路線の決定

主要幹線道路を主体として、他の道路管理者と連携調整して、町が管理する道路について豪雪時における対応も含めた道路除雪計画を毎年度作成し適切な除排雪を実施する。

（３）除雪実施路線

除雪計画路線は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して次の３段階に区分し、その順序により実施する。

①　第１種（主要路線）　２車線又は１車線と待避所の確保を目標とする早朝実施路線

②　第２種（支路線等）　２車線又は１車線と待避所の確保を目標とする早朝以外実施路線

③　第３種（生活道路等）　状況により実施する。（１車線と待避所の確保を目標とする。）

（４）除雪出動基準

除雪の出動基準は、次のとおりとするが、状況により適宜臨機の体制で実施するものとする。

表 4-1-2-1　除雪出動基準

出動区分	出動基準	出動体制	対象路線・順位
第１配備	10 ㎝以上の降雪量 または通報見込量	町高速除雪車 町低速除雪車 借上低速除雪車 パトロール車	第１種除雪路線 ↓ 第２種除雪路線 ↓ 第３種除雪路線

第２配備	30㎝以上の降雪量 または通報見込量	町高速除雪車 町低速除雪車 借上低速除雪車 パトロール車	同　上
第３配備	50㎝以上の降雪量 または通報見込量	町高速除雪車 町低速除雪車 借上低速除雪車 パトロール車	同　上
特別配備	豪　雪	上記のほか、可能な範囲の機械をもって対処する。	同　上

（５）道路除雪の基本方針

ア　車道除雪

冬期交通を確保するため、除雪路線が適切なネットワークとして機能するよう除雪を進める。早朝除雪を最重点とする日中除雪についても、降雪状況や路側堆雪状況にあわせて早期に実施する。また、交差点の堆雪による交通渋滞を緩和するため、他の道路監理者とも緊密に連携し除排雪の強化を図る。

イ　歩道除雪

歩道除雪については、沿道条件及び車道除雪との関係を見極めつつ通学路や主要な公共施設に通じる歩道を重点として実施する。

この際、地域住民の自主的協力も得ながら安全な歩行者空間が確保されるよう配慮する。

ウ　生活道除雪

住民の積極的参加により、地域ぐるみで除排雪し生活道が確保されるよう配慮する。

（６）除雪機械の整備

除雪機械及び附属品等の点検整備を事前に行い、出動の態勢を整えておくものとする。また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理態勢を整えておくこと。

（７）除雪作業

主要幹線道路の除雪は町有除雪機械で実施するものとするが、積雪の状況等により困難なときは、実施部長は本部長の承認を受け、民間除雪機械の出動を要請するものとする。

（８）除雪パトロール

除雪作業管理のため、随時除雪パトロールを実施する。

２　市街地除雪

市街地及び人家連たん地区の除雪は、交通上はもちろん、治安、消防上からも極めて重要であるので、実施にあたっては適切に対処できるよう特に配慮する。

３　地域ぐるみ除排雪

豪雪は社会機能をマヒさせ、日常生活及び防災諸活動を阻害し、また、要援護世帯では家屋倒壊のおそれがある。このため、地域住民による組織的除排雪を推進し、防災を図るものとする。

（１）効率的な除雪の推進

①　一斉排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、経路等について降雪情況及び地域の実情に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

②　住民は、善良な近隣関係を維持し、地域社会における雪対策活動を展開するものとする。

③　町は、地域住民による組織的除排雪を推進するため、除排雪用小型機械を無償で貸し付けるものとする。

④　一斉排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。

（２）行政と住民組織との作業連携

豪雪時においては、行政と住民との作業連携、情報連絡を密にし、除排雪活動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図るものとする。

（３）雪降ろしの後始末の励行

屋根の雪降ろしの後始末が不十分なため、しばしば、除雪機械の運行を不能にすることがあるので、町内会等を通じて住民に対し雪降ろし後の後始末の励行を図るものとする。

４　豪雪時における災害対策本部（雪害対策本部）の設置

豪雪により町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、豪雪被害の防止を図るため、町長は必要と認めるときに雪害対策にあたる組織として災害対策本部（雪害対策本部）を設置することができる。

（１）設置基準

役場庁舎周辺の積雪量が１００ｃｍを超えた場合、又は町内観測地点の積雪量をもとに関係課の協議を踏まえ、町長が必要と認めた場合に設置する。

（２）組織・活動体制・事務所掌等

第２編「震災対策編」第２章「応急対策」第３節「災害時における活動体制」における災害対策本部の規定及び朝日町災害対策本部運用規程に準ずるものとする。

第２章　火災対策（大規模火災）

第１節　予防対策

不特定多数の者が出入りする建築物、消防活動上特異な消防対象物及び地域については、一旦火災が発生すれば、大規模火災となるおそれがあるので、次の措置を講ずる。

また、その地震発生時の場合も考慮する。

１　建物等の火災予防

町及び新川地域消防本部は、火災による被害を防止するため、予防対策を推進する。

（１）防災意識の高揚

ア　火災予防思想の普及

火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、防災行政無線、広報誌、ソーシャルネットワークシステム（ＳＮＳ）などを利用し、町民の防火意識の高揚を図る。

イ　女性消防団員による啓発

女性の持つソフトな面を活かした火災予防思想の普及啓発を図るため、女性消防団員の育成に努める。

ウ　子どもに対する火災予防思想の普及

幼年少年期から火災予防の重要性を学ぶための幼少年消防クラブを結成、育成し、これら組織の活動を通じて子どもたちに火災予防思想の普及高揚を図る。

（２）予防行政の強化充実

ア　防火管理体制の確立

消防法第８条の規定が適用される防火対象物の関係者に対し、防火管理者の選任届、解任届の励行、適切な消防計画の作成、定期的な通報・避難訓練の実施など万全な防火管理体制を確立するよう指導強化に努める。

イ　消防用設備等の整備及び維持の適正化

防火対象物の管理者に対して、消防用設備等の点検及び報告を定着させるとともに、違反対象物について措置命令等必要な措置を講じ、整備の促進を図る。

ウ　予防査察の徹底

消防対象物の予防査察を徹底し、火災予防上の欠陥事項について関係者に指摘し、その是正、指導を徹底する。

２　地震火災の防止

過去の例からみると、地震発生時には可燃物が火気使用設備・器具自体の付近に転倒、落下、接触するなどにより出火している場合がほとんどであり、地震発生直後、速やかに出火防止のための処理を行うことにより、出火率を大幅に低減させることができる。このため、町及び新川地域消防本部は、平常時から火気使用設備・器具の安全化を進め地震火災の防止を図るものとする。

①　火気使用器具の安全確保

②　耐震自動消火装置付ストーブの普及

③　ＬＰガスの転倒防止策の実施

④　火気使用場所及びその周辺の不燃化

⑤　常時火を使用する施設の火気管理の強化

なお、家庭等においては、地震時においてストーブにかけたやかん等の湯の飛散による火傷にも十分留意するものとする。

３　林野火災の予防

町及び新川地域消防本部は、林野火災による被害を防止するため、関係機関と協議して予防対策を推進する。

（１）広報活動の充実

ア　林野火災の予防を図るため、森林組合等関係機関とともに、林産物の採取、森林レクリェーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、小中学校の児童生徒、町民、登山者等を重点にして次の事項を広報する。

Ａ　林野火災の状況

Ｂ　火入れについての届出の励行

Ｃ　異常乾燥又は火災警報発令中の火入れの中止

Ｄ　火入れ実施中の巡回パトロール

Ｅ　入山者及び通行人の森林内における火気の取扱い制限

イ　関係各所にポスター等を配備するほか、火災警報発令時に防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車等で火入れの制限について広報する。

（２）予防体制の強化

ア　森林レクリェーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸い殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備する。

イ　異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの制限を適正に行う。

ウ　林業関係者、消防署、消防団等は密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即して予防対策を講じる。

エ　森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

４　火災警報の発令

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発する。

（１）火災警報の基準

ア　実効湿度が 65%以下で、最小湿度 40%以下になり、最大風速７ｍ／ｓを超える見込のとき。

イ　平均風速 10ｍ／ｓ以上で１時間以上連続して吹く見込のとき。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないときは発しない。

（２）火災警報の伝達

町長は、火災警報を発したとき、又は解除したときは、防災行政無線、広報車、電話等により住民、隣接市町及び関係者に周知徹底を図るとともに、県（消防課）に連絡する。

火災警報、各種警報（気象情報）等の通報は、下図により行うものとする。

図 4-2-1-1　火災警報伝達系統図

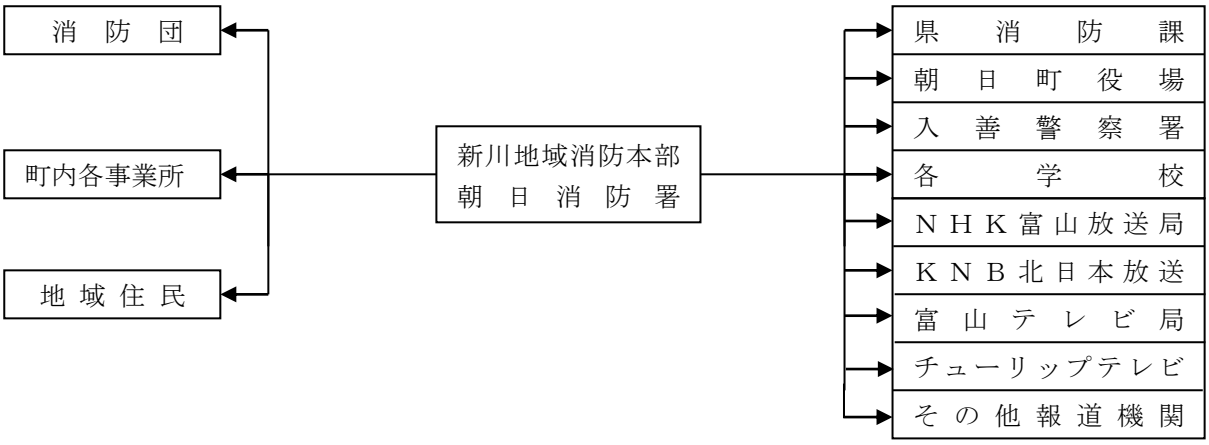

5　初期消火の推進

出火の初期の時点においては、住民及び自主防災組織による初期消火は重要であり、町及び新川地域消防本部は、住民の一人一人が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高揚を図るとともに、防災行動力の向上のための指導を行う。

①　消火器、水バケツ等による初期消火技術の向上

②　地域配備の小型動力ポンプの消火技術の向上

6　消防団の強化

消防団は、震災時においても消防署と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、重要な役割を担っている。したがって、町は、消防団員の教育訓練の実施、消防団用防災資機材の整備等を行い消防団の強化、活性化を図るものとする。

7　消防水利の整備

火災や災害における河川、用水等の水利を使用できない区域においては、防火貯水槽の設置を促進するものとするが、大地震発生時においては、防火水槽が本体の損傷や通行障害によって使用不能となり消火活動の障害となる可能性がある。このため、住宅密集地等には、耐震性貯水槽等の整備を進める必要がある。

8　防火対象物の警戒

防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防署員等を出動させるほか、大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生のおそれの大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく延焼拡大するおそれがある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

9　事前計画の策定

町民に対する緊急時における火災発生防止の徹底、消防署・消防団の警戒措置体制の確保を図るた

め、あらかじめ次の計画を定めておく。

（１）事前計画

新川地域消防本部は、大規模火災に対処するため、事前計画に次の事項を定める。

ア　警戒のための組織体制

イ　警戒区域の設定及びその責任分担

ウ　警戒出動の基準及び人員並びにその連絡、動員の方法

エ　消防機械の点検整備及び水利の確保

オ　花火、煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限措置

カ　消防無線等通信の確保

キ　予防広報

ク　特別予防査察の実施

（２）消防隊等出動計画

消防活動上特異である対象物又は地域の火災は、通常の火災と異なり、早期に大量の消防隊又は救急隊を出動させることが必要であるので、新川地域消防本部では、それぞれの対象物又は地域に適した機械機材等を集中的に出動させるよう体制を整えるとともに、出動計画を策定する。

（３）消防相互応援計画

消防隊のみでは消火困難な場合は、「富山県消防相互応援協定」に基づいて、近隣市町に応援を求めることになるが、迅速かつ的確に行うため、新川地域消防本部では、近隣市町と協議のうえ応援計画を策定する。

また、他市町への応援時の体制についても考慮しておく。

１０　消防訓練の実施

町及び新川地域消防本部は、避難誘導、初期消火等の初動態勢を迅速にとるため、消防対象物又は地域の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、隣接市町の消防隊の参加を得て、図上訓練、実地訓練及び非常参集訓練の実施に努める。

第２節　応急対策

暴風、地震、その他大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において消防機関の行う応急活動について定めるものとする。

１　応急活動体制の確立

暴風その他大規模災害が発生するおそれがある場合又は地震の発生が予知されず突発的に発生した場合は、次により非番消防職員及び消防団員を招集し、特別配備体制の確立を図るものとする。

（１）特別配備体制

特別配備体制は、次に基づき発令する。

ア　町災害対策本部が設置されたとき。

イ　その他災害の状況により、消防長が必要と判断したとき。

（２）参集及び部隊編成

消防職員及び消防団員の招集は、原則として無線・電話等で連絡のうえ招集するものとするが、通信手段が途絶した場合において、災害の発生を知覚したときは、自動的に招集が発令したものとみなし、それぞれ参集のうえ部隊を編成するものとする。

（３）災害時の通信統制

無線通信の円滑な運用を図るため、移動局は次の事項を守らなければならない。

①　移動局は、全て基地局（消防本部）の統制に従うこと。

②　移動局相互間の通信は、基地局の承認を得て行うこと。

２　警防活動の基本方針

地震災害の発生時に消防が行う警防活動の基本方針は次のとおりとする。

（１）消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。

したがって、発災時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消防活動を優先することを原則とし、総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発した場合はあらかじめ指定する防ぎょ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

（２）救助、救急活動

地震時には、特に、家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突、劇毒物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ人員・資機材を活用しながら救助活動を実施し、人命の安全確保に努めるものとする。

（３）安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、住民の危険地域からの避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。

特に泊地区など住宅密集地においては避難場所、空地、広場等には多数の町民が殺到し、混乱を極める事態も予想されるので、これらの避難援護の防ぎょ活動に努める。

３　初動措置

地震、津波又はその他大規模な災害が発生し、又は発生することが予測される場合は次の初動措置をとる。

①　特別配備体制の発令
②　出火防止措置
③　各種警報、情報等の伝達
④　配備体制の確認及び報告
⑤　情報の収集及び報告
⑥　通信施設の確保
⑦　消防庁舎被害状況の確認
⑧　高所見張りによる多発火災の早期発見
⑨　消防団車両等が出動不能時の措置

４　防ぎょ計画

（１）異常気象時における消防対策

強風時又は異常乾燥時において火災警報等が発令された場合で火災予防上危険があると認めるとき、若しくは火災が発生したとき、又は大火に発展しやすい気象時には、防災行政無線及び広報車等により町民の警戒心の喚起に努めるとともに、警戒体制を強化し、特別警戒体制を確立して万全を期する。

（２）特殊建物等の消防対策

火災が発生し、かつ人命損傷の危険が予想されるときは、大規模な木造建築物等に対して別に定める警防計画に従い、火災防ぎょ、人命救助を実施し、防ぎょ活動の万全を期する。

（３）危険物等の火災防ぎょ対策

ア　危険物等の火災防ぎょに際しては、種類、状況など速やかに把握し、その性状に対応した防ぎょ活動を実施して早期に鎮圧を図る。

イ　消火方法の決定については、発火危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

ウ　消火薬剤を緊急調達するときは、消防長の特命により隣接市町又は消火薬剤業者等へ要請を行うほか、消火薬剤の調達輸送に当たっては、走行経路を明らかにし、緊急車による誘導その他警察機関に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

（４）爆発火災防ぎょ対策

ア　爆発により発生した火災又は爆発を伴う火災に対しては、人命救出、救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の軽減を図る。

イ　爆発物現場においては、防ぎょ活動の安全を確保するため、当該施設の監督者などと協議し、応急危険防止対策を確立し、防ぎょ隊員の安全を確保する。

（５）ガス施設防ぎょ対策

ア　高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵施設等の防ぎょ活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止策

を図る。

イ　液化石油ガス等の漏洩災害に対しては、ガス検知器を有効に活用して危険範囲を探知し、速やかに警戒区域を設定して火気使用禁止、立入禁止等の警戒措置をとる。

（６）地震時の防ぎょ対策

ア　一般的活動

地震により、管内地域内に緊急を要する事態が発生したときは、直ちに次の措置を講じる。

①　被害状況の収集把握

②　消防隊の編成及び実施体制の確立

③　消防庁舎などの応急措置

イ　消防活動の実施

（ア）市街地の同時多発火災防ぎょ措置

地震により、市街地において同時多発火災が発生し、又は発生することが予想されるときは、次により行動するものとする。

①　地震直後、高所見張りその他適当な方法により火災の早期発見に努める。

②　通信等の途絶その他緊急止むを得ない場合、消防隊は、指揮者自らの判断により行動する。

③　出動消防隊の指揮者は、常に指揮本部及び他の消防隊と相互に連絡して火災の鎮圧に努める。

④　消防長は、出動した消防隊から応援要請があった場合及び火災発生状況から判断して緊急応援を必要とする地区に対し、他の消防隊の適切な運用により応援消防隊の出動を指令する。

⑤　消防長は、消防隊で消火が困難と判断した場合は、富山県市町村消防相互応援協定等に基づく応援要請を行い、なお必要な場合は、知事に対し緊急消防援助隊、自衛隊の要請を行うものとする。

（イ）大火防ぎょの措置及び活動

消防長は、同時多発火災により最悪の事態に至ったときは、自衛隊の協力を得て、空地及び広幅道路その他耐火建造物などの利用により防ぎょ線を設定し、延焼を防止する。

５　防ぎょ地区の指定

地震災害等における多発的火災における消防効果をあげるため、地域及び対象物等の重要度に応じ、現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため、防ぎょ地域を指定する。

（１）特定防ぎょ地域

特定防ぎょ地域は、地盤、地質、市街地、構成内容、その他の条件を全町的に総合判断して、地震時の被害が最も甚大であり、かつ出火件数が多く、延焼拡大のおそれが高い市街地で、地域住民の安全避難確保のため、他地区から応援を要する地域をいい、朝日都市計画用途地域内の地域とする。

（２）重要防ぎょ地域

住民生活に直接影響をおよぼす重要対象物（避難場所、救護施設、医療施設及び防災拠点施設）があり、延焼危険のある地域とする。

６　応急活動要領

同時多発火災のおそれのある災害（以下「地震等災害」という。）の発生後、消防隊及び消防団が行う消火活動、人命救助、救急活動は、次により実施する。

（１）消火活動

この活動は、応急消防活動の最優先活動であり、地震災害等発生後の出火状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、又、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより消火活動を実施する。

①　重要防ぎょ地区優先の原則
②　消火有効地域優先の原則
③　市街地火災優先の原則
④　重要対象物優先の原則

（２）人命救助、救急活動

救助・救急活動は次の原則に基づき実施する。

①　重症者優先の原則
②　幼児・高齢者優先の原則
③　火事現場付近優先の原則
④　救助・救急効率重視の原則
⑤　大量人命危険対象物優先の原則

７　避難指示

火災が広大な地域にわたり延焼拡大した場合等において、住民を避難させる必要があると判断したときは、町災害対策本部に対し住民の避難指示を要請する。

なお、人命危険が著しく切迫しているときは、現場活動の消防署員等により直接避難の指示を行う。この場合、速やかにその旨を町長及び入善警察署長に通報するものとする。

８　情報の収集・伝達と広報

地震等災害発生に伴い生じた火災状況・救助事象の状況及び建築物の倒壊状況等の被害状況については、高所見張り等あらゆる手段により情報を収集し、関係機関に伝達するものとする。

町災害対策本部は、次の事項については、町民の混乱を防止するため防災行政無線その他により広報を実施する。

①　被害状況に関する情報
②　避難に関する情報
③　その他必要と認める情報

９　地震発生時における消防団の活動計画

地震発生時に消防団の全機能を発揮できるよう体制を確立し、震火災の様相に応じた有効な活動を実施して、地区住民の生命、身体の安全を確保する。

（１）活動体制

大地震による災害が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早期に動員体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動を実施できるよう努めるものとする。

ア　緊急配備体制の確立

消防団員は、朝日町地内において震度５弱以上の大地震が発生した場合は、早期に緊急配備体制を確立し、活動に移行する。

イ　消防団の組織は、次のとおりとする。

図 4-2-2-1　消防団の組織

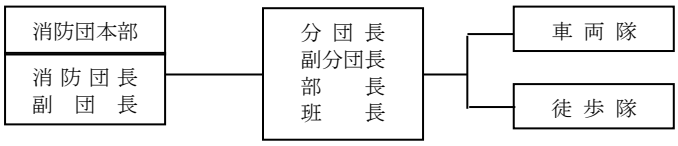

ウ　組織及び任務

消防団本部及び分団本部（分団）の事務分掌は、次表のとおりとする。

表 4-2-2-1　消防団の事務分掌

区　分	職　班	事　務　分　掌
消防団本部	消防団長　本部員 副団長	1　本部の庶務に関すること。 2　警防活動の指揮に関すること。 3　災害情報の収集に関すること。 4　避難の指示勧告に関すること。 5　分団本部との連絡に関すること。 6　消防隊及び他分団との連携に関すること。 7　救急、救助に関すること。 8　出火防止、初期消火に関すること。 9　関係機関との連携に関すること。
	分団長　班長 副分団長　分団員 部長	

（２）災害応急活動

消防団の災害応急活動は次のとおりとする。

ア　活動範囲

消防団員に与えられた任務を有効に果たすため活動の範囲を担当区域優先とする。

イ　部隊編成と任務

消防本部の編成を消防車両隊と徒歩隊に区別して編成する。

（ア）消防車両隊の編成と任務及び活動要領

①　消防車両隊は、５～１０名をもって編成し、ホースは原則として２０本以上を装備する。

②　災害発生時には、初期消火及び火災防ぎょに当たるものとする。

③　車両隊の活動は、担当区域を優先とする。

④　車両隊の防ぎょの実施については、「５　防ぎょ地区の指定」に従って行うものとする。

（イ）徒歩隊の編成と任務及び活動要領

①　徒歩隊は実情に応じて２～５名を持って編成し、任務を遂行する。

②　徒歩隊は、平常時から担当地域の地理、水利等について調査把握しておくものとする。

③　消防隊および消防団の車両隊の誘導及び連絡保持と活動協力に努める。

④　災害の進展状況に応じて、住民の緊急避難の指示、勧告に伴う避難の誘導を担当する。

⑤　救助、救出活動に当たっては、有効な資機材の確保に努め、関係機関、地域住民と一体になって活動に当たるものとする。

第３章　危険物事故対策

第１節　予防対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生するなどの災害（以下（「危険物等災害」という。）を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する。町は、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

１　危険物の保安対策

（１）危険物施設の安全対策

町は、危険物施設が消防法等関係法令に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに、自主点検の励行を指導する。

（２）危険物運搬の保安

町は、関係機関と協議して、危険物運搬車両の一斉検査を行い、危険物取扱者の同乗を徹底させるとともに、容器の収納状態、積載方法、運搬方法が法令で定められた基準に適合するよう指導する。

（３）危険物取扱者に対する保安教育

町は、関係機関と協力して、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に対する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進する。

２　災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、町及び関係機関は迅速かつ的確な災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るとともに、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりに努める。

３　活動体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は防災体制を整備するとともに、県等の関係機関との相互連絡体制を確立する。

４　防災資機材の整備

町及び危険物施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、中和剤等をはじめ、必要な防災資機材の整備を図る。

５　防災知識の普及・啓発

危険物等災害の危険を軽減するため、関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、パンフレットなどにより防災知識の普及・啓発に努める。

６　高圧ガス等の保安対策

県及び関係機関は、高圧ガス類、火薬類及び毒物劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、富山県地域防災計画に基づき、災害予防対策を推進する。

第２節　応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする関係各機関と連携し、応急対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第２編第２章「災害応急対策計画」に準じて行う。

１　災害情報の収集・伝達

危険物災害への対応を効果的に実施するため、相互に密接な連携のもとに危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図る。

２　活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

３　危険物等の漏えい・拡大防止活動

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいなどが考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されるが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じる必要がある。

（１）初動措置

危険物等施設の管理者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

（２）被害拡大防止措置

危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防機関など関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

（３）火災警戒区域の設定

町長、消防及び警察は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止及び区域内への立入禁止（制限）を行うとともに、交通規制及び広報活動を行う。

（４）救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動にあたっては、当該危険物等施設の管理者と連携して行う。

第４章　原子力事故対策

第１節　予防対策

平成２３年に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力事故対策の必要性が高まってきている。

当町は、石川県にある北陸電力志賀原子力発電所から半径７０～９０ｋｍ圏に位置するほか、新潟県の東京電力柏崎刈羽原子力発電所からは県境まで９５ｋｍ離れており、国が示す緊急的防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone）の目安とされる原子力発電所から半径３０ｋｍ圏には含まれていない。しかしながら、偏西風などの気候・自然条件によっては影響が及ぶ可能性も否定できないことから、原子力事故対策として予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

１　情報の収集・連絡・伝達体制等の整備

町は、原子力防災体制に関する情報の収集・連絡及び住民への伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備しておくものとする。

（１）情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、あらかじめ情報収集先や連絡方法等を定めるなど、確実な情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、テレビ、ラジオ、インターネット、非常通信協議会及び移動通信系等の各種放送・通信媒体を活用し、より多くの情報収集に努める。

また、必要に応じて、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定するなど、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行う。

（２）情報の整理・分析

町は、県の協力を得て応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的な更新を図るものとする。

また、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、収集した資料とあわせ情報のデータベース化等の推進や、人材の育成・確保、専門家の活用等による分析整理を図ることにより、的確な応急対策を講じることができるよう体制の整備に努める。

（３）通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、通信用伝送路の多ルート化、災害時優先電話の活用等を図るなど、緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備に努める。

また、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の充実を図るとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

（４）住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国及び県と連携し、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応

じた具体的な内容の整理に努めるものとする。

そのうえで、町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるような体制の整備や、防災行政無線、広報車両、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ及びインターネット等各種媒体の積極的な活用を図るものとする。その際には、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者などの要配慮者及び一時滞在者などに対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努める。

また、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

（５）災害復旧への備えに係る情報収集

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整理等を図るものとする。

２　災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

（１）災害対策本部体制の整備

町は、近隣原子力施設で事故・災害等が発生し、町への影響が及ぶおそれがあると判断できる場合、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置に当たっては、第２編「震災対策編」第２章「応急対策」第３節「災害時における活動体制」に準じた形で、あらかじめ設置場所、所掌事務等を定めるなど、迅速かつ的確な設置・運営に努める。

また、町長は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、情報の入手及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

（２）長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（３）防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、原子力事業者及び防災関係機関等と相互に情報交換を図り、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

また、町は、県内外の近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援協定に基づき、必要に応じて消防の応援を依頼する。

（４）自衛隊派遣要請体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

（５）広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、

車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

また、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うものとする。

（６）モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

３　避難収容活動体制の整備

（１）避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

（２）避難所等の整備

町は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとし、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるほか、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

（３）避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

ア　避難行動要支援者

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者などの要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報を迅速かつ滞りなく伝達するよう努めるとともに、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行う体制の整備を図るものとする。

避難行動要支援者に対する避難支援については、第２編「震災対策編」第１章「予防対策」第１７節「避難行動要支援者の安全確保」に準じて実施する。

イ　学校、病院等施設管理者の避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等施設の管理者は、県及び町と連携して、原子力災害時における乳幼児、児童、生徒、患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

（４）広域避難の体制整備

町は、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性も考慮し、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制の整備に努める。

４　救助・救急及び防護資機材等の整備

（１）救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材等の整備に努めるものとする。

（２）防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努めるものする。

（３）物資の調達、供給活動

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

５　行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定

（１）行政機関の退避計画の策定

町は、万が一庁舎が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画をあらかじめ策定しておくものとする。

（２）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるものとする。

６　原子力防災に関する知識の普及・啓発、研修

（１）住民等への知識の普及・啓発

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。その際、児童・生徒等に対する防災教育の充実や、要配慮者の支援体制の整備にも充分配慮するものとする。

あわせて、避難場所や避難誘導方法など、事故・災害発生時における避難計画についても充分な周知を図るものとする。

（２）防災業務関係者に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

７　防災訓練等の実施

（１）訓練の実施

町は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、原子力事故対策に係る訓練の実施を行うことができるよう、実施計画の企画立案に努めるものとする。

実施計画の企画立案及び訓練の実施に当たっては、地震・津波等も想定した複合災害や重大事故等の緊急事態を想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、実践的な計画策定、訓練の実施に努めるものとする。

（２）関係機関等が実施する訓練への参加

町は、国、県等関係機関が実施する訓練への積極的な参加に努めるものとする。

第２節　応急・復旧対策

この節では、近隣の原子力発電所において、当町に影響を及ぼす重大な事故・故障等（以下「原子力緊急事態」という。）が発生し、原子力防災上対策が必要と認められるときに講じる緊急応急対策・復旧対策を定めたものである。

なお、当節に定めのない事項については、第２編「震災対策編」第２章「応急対策」及び第３章「復旧対策」に準じて対策を講じるものとする。

１　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

（１）情報の収集・連絡体制

原子力緊急事態が発生した場合、町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、情報収集や自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

また、町は、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種放送・通信媒体の活用、必要に応じて要員の現地対策本部等への派遣などを通じて、町への影響等に関する情報収集を行うとともに、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な情報の迅速な把握に努めるものとする。

（２）通信の確保

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）町の活動体制

原子力緊急事態が発生した場合、町は速やかに動員配備体制を確立するものとする。

動員配備体制及び災害対策本部等の設置に当たっての組織、所掌事務等については、第２編「震災対策編」第２章「応急対策」第２節「動員配備」及び第３節「災害時における活動体制」に準じて体制を整備するものとする。

（２）関係機関との情報共有

町は、必要に応じてあるいは国、県等からの要請があった場合、現地対策本部や会議等への参加、出席を通じて情報の収集、国、県等関係機関との情報共有を図るとともに、関係機関が実施する対策への協力を行うものとする。

（３）関係機関等への応援要請

町は、必要に応じ、他市町村への応援要請や県の緊急消防援助隊の出動要請を行うものとする。

また、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、県知事に対し派遣を要請するものとし、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに県知事に対し撤収を要請するものとする。

（４）防災業務関係者の安全確保

町は、適切な被ばく管理、防護資機材の装着等必要な防護対策を講じるなど、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

３　防護活動

（１）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力緊急事態発生時において、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。その際、町は、住民等に対し避難のための情報提供及び住民等の安否確認に努めるとともに、避難行動要支援者への充分な配慮に努めるものとする。

また、被災者の生活の維持のため、必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

（２）飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等

町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、原子力災害対策指針の基準や、食品衛生法上の規制値を超えた場合には、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

また、町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

（３）救助・救急活動

町は、救助・救急活動を円滑に行うとともに、必要に応じて他市町村や県、原子力事業者等に対し応援を要請するものとする。

４　住民等への的確な情報伝達活動

（１）住民等への的確な情報伝達活動

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、多様な媒体を活用し、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。その際、要配慮者及び一時滞在者などに対する配慮を充分に行うよう努めるものとする。

（２）住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め、その収集・整理を行うものとする。

５　自発的支援の受入れ

（１）ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等のその受入れ体制を確保し、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

（２）義援金品の募集・受入れ

町は、義援金品の受入れについて、特に物資についてはニーズを充分に把握したうえで受入れ希望物資を整理するなど、受入れ体制を整えるものとする。

そのうえで、義援金品の募集について一般への周知が必要と認められる場合は、県や日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会等関係機関の協力を得ながら、町ホームページ及び報道機関等を

通じ公表するものとする。

なお、義援金品の使用については、配分方法を工夫するなど、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

6　行政機関の退避

（1）庁舎の退避

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童・生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

（2）退避先における業務の継続

避難対象区域を含む町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

7　放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

8　災害地域住民に係る記録等の作成

（1）災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

（2）災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

9　風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、必要に応じ原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行うものとする。

１０　心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うために関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

１１　各種法令等の遵守

これまでの対策のほか、町は、原子力災害対策特別措置法に基づき発令される原子力緊急事態宣言や原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定など、国、県等が実施する対策に基づき対応するものとする。